

「第7期相模原市高齢者保健福祉計画（案）」に関する パブリックコメント手続の実施結果について

1 概要

高齢者がいきいきと充実した生活をおくることができるよう、超高齢社会をめぐる様々な課題に対し、基本的な目標を定め、その実現に向けた取組を推進するため、第7期相模原市高齢者保健福祉計画を策定します。

この度、第7期相模原市高齢者保健福祉計画の策定に当たり、市民の皆様からのご意見を募集いたしました。

その結果、3人の方から19件のご意見をいただき、お寄せいただいたご意見についての意見募集の概要、ご意見の内容及びご意見に対する本市の考え方を次のとおり公表します。

2 意見募集の概要

- ・ 募集期間 平成29年12月20日(水曜日)～平成30年1月26日(金曜日)
- ・ 募集方法 直接持参、郵送、ファクス、電子メール
- ・ 周知方法 市ホームページ、高齢政策課、地域包括ケア推進課、介護保険課、緑高齢者相談課、中央高齢者相談課、南高齢者相談課、各行政資料コーナー、各まちづくりセンター(城山・橋本・本庁地域・大野南まちづくりセンターを除く)、各出張所、各公民館(青根・沢井公民館を除く)、各図書館、市立公文書館

3 結果

(1) 意見の提出方法

意見数		3人(19)件
内 訳	直接持参	人()件
	郵送	人()件
	ファクス	1人(5)件
	電子メール	2人(14)件

(2) 意見に対する本市の考え方の区分

- ア：計画案等に意見を反映するもの
- イ：意見の趣旨を踏まえて取組を推進するもの
- ウ：今後の参考とするもの
- エ：その他(今回の意見募集の趣旨・範囲と異なる意見など)

(3) 件数と本市の考え方の区分

項 目		件数	市の考え方の区分			
			ア	イ	ウ	エ
	計画全体について	3		3		
	高齢者を取り巻く現状と課題に関することについて	2		2		
	地域包括ケアシステムの構築に関することについて	7		5	2	
	認知症施策の推進に関することについて	1			1	
	介護サービス基盤の充実に関することについて	5		1	4	
	介護保険料に関することについて	1			1	
合 計		19		11	8	

(4) 意見の内容及びご意見に対する本市の考え方

通番	意見の趣旨	市の考え方	区分
計画全体について			
1	<p>【6期計画の評価・分析結果の反映】</p> <p>第6期相模原市高齢者保健福祉計画について、多くの取組内容が列挙されていますが、「何ができて、何ができなかったのか、そこから見える第7期への課題は何か」つまり「第6期の評価・分析と第7期への課題とその課題に対する方針・施策」が述べられていないので市民には全く分からない。</p> <p>よって、この部分を反映した第7期の施策等コメントが出来ない。第6期の振り返りは市のHPに掲載されているのですか？一般的に手順として、「第6期計画の実行管理や点検評価などのPDCAを実行しながら、第7期計画の策定」となるものと理解しているのですが。</p>	<p>高齢者保健福祉計画におきましては、目標達成に向けた指標を設定しています。その進捗状況を社会福祉審議会高齢者福祉等専門分科会に報告し、計画の進行管理を行ったうえで各施策を推進しています。</p> <p>本計画の策定に当たりましては、その達成度や課題を社会福祉審議会高齢者福祉等専門分科会や医療や介護の実務者で構成する介護保険制度に係る実務者会議等に示し、高齢者福祉施策に係るご意見を伺ったうえで、課題解決に向けた検討を進めてまいりました。</p>	イ
2	<p>【6期計画の評価・分析結果の反映】</p> <p>第7期も第6期と似通った施策の方向になることは理解するが、「基本的な取組」の「取組内容」の項目には評価・分析から反映される課題を解決すべき内容が盛り込まれていないように感じる。</p>	<p>第6期計画の評価検証の内容については、第7期計画の中に具体的には掲載しておりませんが、第6期の評価検証を踏まえ、本市の課題や今後の取組に係る基本的な考え方などをはじめ、計画の中に反映しています。</p> <p>なお、社会福祉審議会高齢者福祉等専門分科会及び介護保険制度に係る実務者会議の会議録はホームページで公開しており、会議資料につきましては、市行政資料コーナーにおいて閲覧することができます。</p>	イ

3	<p>【国の動きの反映について】</p> <p>介護保険法改正などの国の動きはあるのか、ないのか、反映されたのか、不明である。</p>	<p>本計画につきましては、老人福祉法に基づく「市町村老人福祉計画」と介護保険法に基づく「市町村介護保険事業計画」を一体のものとして策定する法定計画であり、厚生労働省が示す基本指針に基づき、検討を進めてまいりました。</p> <p>平成29年6月の介護保険法の改正では、地域包括ケアシステムの深化・推進を図る中で高齢者の自立支援や介護予防・重度化防止に向けた取組の推進が主なものとなっておりますので、本計画では、重点的取組事項として位置づけています。(30ページから32ページ)</p>	イ
---	---	---	---

通番	意見の趣旨	市の考え方	区分
高齢者を取り巻く現状と課題に関することについて			
4	<p>【高齢者を取り巻く課題について】</p> <p>「高齢者の現状及び将来人口並びに高齢者等実態調査及び介護職員等に対する就労意識調査」に対して、現状と結果は述べられているが、これらの現状分析や調査の結果から相模原市として抽出した「課題」は何か、更に、その「課題に対する方針・施策」が見えない。</p>	<p>第2章「高齢者を取り巻く現状と課題」における人口、要支援・要介護認定者数の推計等や高齢者等実態調査及び介護職員等に対する就労意識調査の調査結果から見られる傾向等により、課題等を整理した上で、施策の方向や各取組を位置付けています。</p>	イ

通番	意見の趣旨	市の考え方	区分
高齢者を取り巻く現状と課題に関することについて			
5	<p>【高齢者等実態調査結果の反映について】</p> <p>「今後の在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービス」の設問では、いずれの調査においても、「配食」、「掃除・洗濯」、「移送サービス」、「買い物」が上位の回答となっています。</p> <p>これらの対策として、介護予防の高齢者に対しては、介護保険により手厚いサービスが存在する。</p> <p>一般高齢者に対する「配食」「掃除・洗濯」「買い物」に対する施策は何処に述べられていますか。またはどのように考えておられるのでしょうか。</p> <p>特に一般高齢者の「在宅生活の継続に必要とする支援・サービス」について、相模湖圏域・光が丘圏域が「配食」の順位が高い。</p> <p>一方、超高齢化の進展に伴い、徒歩や自転車での外出が困難な高齢者が増えることに相まって、認知症の高齢者が増加し、車の免許制度の厳格化により運転出来なくなる高齢者も増加すると考えられる。つまり「移送サービス」が大きな課題の一つになると思っています。現に、高齢者等実態調査をみると「移送」に関しては、特に城山・津久井・相模湖・藤野圏域は切実な問題として浮かび上がっている。</p> <p>一般高齢者や介護予防の高齢者に対する「移送サービス」についてはどのような施策を講じていくのかが述べられていないが、どのように考えているのかを第7期には記述すべきと考えますが。</p>	<p>今後の在宅生活の継続に必要とされる支援・サービスにつきましては、41ページの「介護予防・生活支援等の推進」及び49ページの「互助による地域包括ケア体制の構築と推進」に掲載しておりますが、地域の実情や利用者のニーズに対して、総合事業の住民主体サービスを含め、支援の充実が図られるよう、ボランティアやNPO、社会福祉法人等の多様な主体による活動を促進してまいります。</p> <p>移動支援につきましては、41ページに掲載しております総合事業の訪問型サービスの一環として、NPO、民間事業者等による移動支援の検討を行うとともに、49ページに掲載しておりますとあり、公共交通等の利用が不便な高齢者等に対する移動支援策やモデル事業の実施を検討してまいりたいと考えております。</p>	イ

通番	意見の趣旨	市の考え方	区分
地域包括ケアシステムの構築に関することについて			
6	<p>【在宅医療・介護連携の推進について】</p> <p>地域包括ケアシステムの柱の一つであるのが、ここで述べられている「在宅医療・介護連携の推進」であると理解している。</p> <p>そのためには、市民が「在宅療養」についての理解が必要であり、第6期からいろいろと施策が講じられ、第7期でも、「在宅医療・介護連携市民講演会の開催」をはじめとして、4項目の取組内容が記載されている。</p> <p>講演会もよいが、会場まで行ける人や定員があり、限られた市民が対象である。</p> <p>先の4項目の取組内容に加えて、在宅療養についての簡単な説明をした「在宅療養ガイドブック」のようなものを発行し、世帯に配布してはどうか。</p> <p>2～3の他市の「在宅療養ガイドブック」を読んだが今まで漠然と理解していた「在宅療養」に関しての理解が深まった。是非、「相模原市版 在宅療養ガイドブック」を発行して頂きたいと考えますが。</p>	<p>高齢者の在宅での生活に当たり、各種サービス内容を説明した冊子等を発行し、周知等を図っているところでございますが、現在、（仮称）在宅療養連携手帳の発行に向けた検討を行っており、その手帳により本人や家族、医療・介護従事者の連携を促進するに当たっての趣旨や使い方等の説明を行っていく中で、在宅療養に係る市民の方の理解促進も図ってまいりたいと考えております。</p> <p>さらに、より効果的な普及啓発を図るため、いただいたご意見も踏まえ、今後も継続して検討してまいります。</p>	ウ

通番	意見の趣旨	市の考え方	区分
7	<p>【総合事業の充実について】</p> <p>今後の相模原市の基準緩和サービスの事業展開には、担い手不足による行き詰まりを予想しております。</p> <p>現行の基準緩和サービスの介護報酬を踏まえて考えますと、今後大手介護事業所の参入の可能性はないと思われます。</p> <p>加えて、すでに資格を持っているヘルパーが基準緩和サービスに従事することはあまり期待できず、サービスの拡充には無資格者の研修受講を増やすことが第一と考えます。現在は各事業所のサービス担当責任者が研修を担っていることにより、研修受講者が伸び悩んでいます。市で研修を実施し、計画で検討することとされている（仮称）介護人材センターにより、研修後の受講者に対して事業所を紹介する流れをつくると良いと考えます。</p>	<p>介護のしごとの魅力発信や就職相談会の開催をはじめ、市内の介護サービス事業所などの関係団体等との連携などにより、多様な人材の参入促進に向けた取組を推進してまいります。</p> <p>また、説明会等を通じて、事業者の参入促進を図るとともに、（仮称）介護人材センターの機能も含め、研修の実施方法など、サービスの拡充に向けた取組を検討してまいります。</p>	イ

通番	意見の趣旨	市の考え方	区分
8	<p>【総合事業の充実について】 (4 1 ページ その他の生活支援サービスの提供)</p> <p>「栄養改善や見守りを目的とした配食サービスの実施」は高齢者等実態調査からも「配食」と回答された高齢者が多いので、必要性は高いと考えるが、「配食サービス」と「高齢者を対象とする見守りサービス」は当初計画では、平成 2 9 年 4 月からの開始ではなかったのでしょうか。</p> <p>方針 3、施策の方向 4 「地域における見守りのネットワークづくりの推進」(5 1 ページ) では多様な見守りの取組内容が掲げられているが、「高齢者を対象とする見守りサービスの検討」はこれとは別の「サービス」を創設する、と言う意味ですか。別であるなら、そのサービスを創設する必要性についてお伺いしたい。</p>	<p>本市では、栄養改善及び見守りを目的とした「ひとり暮らし高齢者等給食サービス事業」を総合事業に位置付け、平成 2 8 年 4 月から実施しています。</p> <p>また、「高齢者を対象とする見守りサービスの検討(4 1 ページ)」については、要支援等の方を中心とし、「地域における見守りのネットワークづくりの推進」(5 1 ページ) では、地域活動の中でネットワークづくりの推進を図っていくものとしており、地域の実情に合った見守り体制の充実を図ってまいりたいと考えています。</p>	イ

通番	意見の趣旨	市の考え方	区分
9	<p>【総合事業の充実について】</p> <p>「日常生活に支障のない者であって、通いの場に行くことにより介護予防が見込まれる者」等々の高齢者を近場で、継続的に受け入れる「通いの場」づくりは超高齢化社会に向けて構築することは非常に重要で急を要すると考えます。</p> <p>現在、相模原市はこの事業に「元気倶楽部」「生き生きシニアのための地域活性補助金事業」等があるが、これらは、これから重要になる「地域の住民主体で、高齢者の近場で、継続的に」の条件を満たすものにはなっていないと感じている。また、生き生きシニアのための地域活性補助金事業は年間の活動回数から考えると一つの団体に支払われる補助金が大きすぎると思っている。</p> <p>「住民主体による多様な通いの場の充実」は、「一般介護予防事業の地域介護予防活動支援事業（通いの場関係）」を構築も含むと理解してよいのでしょうか。</p> <p>「この事業ではない」とすると、「一般介護予防事業の地域介護予防活動支援事業（通いの場関係）」はどのように考えておられるのでしょうか。総合事業の「住民主体サービス」と言うと要支援者を受け入れる「住民主体サービス」に重点が置かれているように思う。一般介護予防事業の「地域介護予防支援事業（通いの場関係）」の位置づけを明確にして、強力に推進して行くことが求められ、必要ではないか。</p> <p>要支援・介護者を生み出さないことこそが重要で、この対策の一つとして、「要支援・介護該当者でない高齢者が、気楽に、何時でも、近場で、継続して運動・体操等ができる住民主体の通いの場所・居場所」を是非、早期に構築していただきたいと思います。</p> <p>このことは、「日常生活圏域の今後の地域での活動や取組の方向性」（８６～１１４ページ）をみると、「居場所・集える場所づくり又は高齢者が歩いて行ける居場所づくり」に取組む、としているのは、２９圏域中１９圏域（６６％）と非常に多い。よって、これらの支援にも繋がる施策と考えるのですが。</p>	<p>「元気倶楽部」は、地域で主体的に活動している市健康づくり普及員連絡会に委託し、３６か所で実施しているもので、高齢者がこの事業への参加をきっかけに運動習慣を身に付けていただくものです。また、「生き生きシニアのための地域活動」も地域の住民主体の介護予防活動のきっかけづくりとしているもので、いずれの活動も地域の通いの場へとつながるよう働きかけているものです。</p> <p>こうした住民主体による多様な通いの場の充実については、「一般介護予防事業の地域介護予防活動支援事業」に含まれるものです。</p> <p>高齢者の方々に、心身の機能の維持向上について、主体的かつ継続的に取り組んでいただくためには、身近な地域に通いの場があることが重要であるため、引き続き、地域の実情に応じた通いの場づくりの構築に取り組んでまいります。</p>	イ

通番	意見の趣旨	市の考え方	区分
10	<p>【総合事業の充実について】</p> <p>地域包括ケアシステムは本格的スタート以来一定の時間が経ちました。この間の到達は実際の利用者も決して多くはなく、参加する事業者の数も限られているようです。この間の問題点がどこにあって何をどのように深化させるのかが見えません。在宅医療・介護の連携、多様な主体によるサービス提供、多職種によるケアプラン点検などがそれにあたるのでしょうか。</p> <p>総合サービスで、現行相当サービスを代替したり、現行相当サービスを縮小するのではなく、継続・維持することを基本にすべきです。</p>	<p>総合事業につきましては、利用者の多様なニーズに対して、地域の実情に応じ、多様な主体の参画によりサービスを充実することで、地域の支えあい体制づくりを促進し、より効果的かつ効率的な支援を目指すため、平成28年4月から現行相当サービスと短期集中予防サービス、平成28年11月から基準緩和サービスと住民主体サービスを開始しています。</p> <p>基準緩和サービスや住民主体サービスなどを整備することにより、利用者一人ひとりに合ったサービスの提供が可能になるものと考えておりますので、サービス提供体制の充実や利用促進に努めながら、地域包括ケアシステムの構築をさらに進めてまいります。</p>	ウ

通番	意見の趣旨	市の考え方	区分
1 1	<p>【消費者被害の防止について】</p> <p>消費者被害の防止策として、消費生活情報の充実等に取り組むことが掲げられています。これらの情報を介護事業所のほか高齢者と直接接する関係者、団体にも積極的に提供してほしいと思います。それにより、情報が当事者に届く機会が増加し、さらに効果が増すと思われます。</p>	<p>商品、サービス、契約上のトラブルに対し、消費者被害の防止に向けた相談や支援などの取組を消費生活センターで、行っておりますが、高齢者等の消費者被害の防止には、関係者等による「見守り」が重要と考えていることから、介護サービス事業者のほか、高齢者支援センター、民生委員・児童委員協議会、自治会など地域における多様な主体と情報発信を含めた連携を図っているところです。</p> <p>今後も連携を深め、「見守り」による被害の未然防止及び早期発見などに取り組んでまいります。</p>	イ
1 2	<p>【居住安定確保について】</p> <p>低所得者の一人暮らし高齢者の居住を確保する上での困難に対処する施策が必要ではないでしょうか。民間アパートへの入居は断られるケースが少なくありません。住宅確保を民間任せにするのではなく、低所得者でも入居可能な施設を公的に準備する施策が求められます。</p>	<p>高齢者の居住安定に係る施策の推進として54ページに記載のとおり、市営住宅への入居の円滑化を図るとともに、民間賃貸住宅における住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の供給促進、住まい探し相談会の開催、あんしん賃貸支援事業や居住支援協議会等による入居支援により、所得の低い方も含めた高齢者の居住の安定確保に努めてまいります。</p>	イ

通番	意見の趣旨	市の考え方	区分
認知症施策の推進に関することについて			
13	<p>【認知症施策の推進について】</p> <p>本人・家族・関係者を含め、相模原市の公共施設は認知症の人にとって「利用しやすい」施設となっているか、または改善すべき点はあるのか、等「認知症の人による施設チェック」を数年かけて実施したらどうか。</p> <p>「認知症の人やその家族が住み慣れた地域で安心して生活を継続できるよう、社会全体として認知症への理解を深め、認知症の人の意思が尊重される、認知症の人とその家族にやさしい地域づくりに取り組みます」と述べられているので、当事者の視点からの施設の使いやすさのチェックはこれにマッチしたものと考えます。</p>	<p>認知症施策の推進については、「【方針1】当事者の視点に立った普及啓発と支援（56ページ）」を掲げております。いただいたご意見も参考に、認知症の人やその家族にやさしい地域づくりに向けて検討してまいります。</p>	ウ

通番	意見の趣旨	市の考え方	区分
介護サービス基盤の充実に関することについて			
14	<p>【介護人材の確保について】</p> <p>今、介護従事者の確保に困難をきたしている大きな原因は、あまりにも低い「処遇」、とりわけ低い賃金が問題です。このことへの対処を国の制度としても市独自施策としても計画することが必要ではないでしょうか。確保すべき人材は、有資格者を中心とし、安易にボランティアや短時間の研修受講者に広げるべきではありません。</p>	<p>介護従事者の確保に向けた適切な介護報酬の設定は、介護保険制度の中で対応すべきものと考えていることから、一層の処遇改善に繋がる措置が講じられるよう、指定都市市長会等を通じ、引き続き国に対して、働きかけてまいりたいと考えております。</p> <p>また、質の高い人材を安定的に確保するため、介護の仕事の魅力向上や多様な人材の確保・育成を図ってまいります。</p>	ウ
15	<p>【介護人材の確保・定着・育成について】</p> <p>(仮称)介護人材センターによる人材育成、確保機能を期待します。さらに、キャリアアップ、定着促進につながる研修等にも期待します。身近な場所で研修が受けられることや、研修を受けた人材を事業所につなぐことが重要であると考えます。</p>	<p>介護人材の確保・定着・育成に係る取組を推進するため、一元的な機能を持つ「(仮称)介護人材センター」の設置を検討します。</p> <p>介護の魅力発信をはじめ、新たに介護職を目指す人や人材の呼び戻し、中高齢者の参画などの多様な人材の参入促進を図るとともに、各種研修などによる職場定着や職員の育成・質の向上、働きやすい職場環境づくりなどを充実して支援してまいります。</p>	イ

通番	意見の趣旨	市の考え方	区分
16	<p>【介護給付適正化について】</p> <p>「介護給付適正化事業」としてケアプランの点検をすることが計画されていますが、給付費を削減するための点検にならないようにすべきです。ケアマネジャーが利用者の生活実態に基づいて作成するケアプランを尊重しつつ、ケアマネジャーを支援するような体制と相談内容とすべきです。</p>	<p>ケアプラン点検は、ケアプランがケアマネジメントのプロセスを踏まえ、「自立支援」に資する適切なものとなっているかを介護支援専門員とともに検証確認しながら、介護支援専門員の「気づき」を促すために実施するものです。</p> <p>第7期計画では、市のケアマネジメントに関する基本方針を介護支援専門員に周知するとともに、計画期間内の3年間で居宅介護支援事業所の25%を対象に、特に在宅で要介護1、2の方のケアプラン点検を実施することを目標としています。</p>	ウ
17	<p>【介護給付適正化について】</p> <p>介護認定適正化とケアプラン点検について、ケアマネジャーのスキルアップにつながるというメリットがある反面、給付抑制になることを危惧します。給付抑制がいきすぎにならないよう、利用者と直接関わっているヘルパーの意見も聞き、必要なサービスを必要な人が受けられるよう点検方法を考慮してください。</p>	<p>利用者の状態に合った適切なプランにより、被保険者の自立支援、重度化防止につなげてまいりたいと考えております。</p>	ウ
18	<p>【介護給付適正化について】</p> <p>障害のある方の場合、65歳になって介護保険サービスが優先になることで、できないケアが出てくる場合があります。</p> <p>介護と障害といった複合的な課題については、一人ひとりの状態に合わせ、きめこまやかに対応することが必要と考えます。このような場合にもケアプラン点検を生かすことができないでしょうか。</p>	<p>なお、介護や障害など複合的な課題を抱える方に対しまして、より適切な支援がなされるよう、ケアマネジャーや障害福祉制度の相談支援専門員をはじめとする関係機関等の連携を図ってまいります。</p>	ウ

通番	意見の趣旨	市の考え方	区分
介護保険料に関することについて			
19	<p>【介護保険料について】</p> <p>介護保険料の負担の高さが問題です。これから国民健康保険税、消費税増税も予定される中で、7期計画の介護保険料については引き上げを可能な限り抑えるべきと考えます。</p>	<p>介護保険料については、介護保険法の規定により、3年ごとに改定することとなっております。</p> <p>今後、高齢化が進行し、要介護認定者数の増加により、介護サービスの需要増、介護給付費の増加が見込まれることから、保険料については、適切に設定してまいりたいと考えております。</p>	ウ